

令和7年12月

お客さま各位

京都北都信用金庫

投資信託に関する約款の一部改定について

平素より、京都北都信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、「非課税口座約款」および「未成年者口座および課税未成年者口座約款」について、下記の通り改定いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する投資信託に関する約款

- (1) 非課税口座約款
- (2) 未成年者口座および課税未成年者口座約款

2. 改定日

令和8年1月1日

3. 主な改定内容

- (1) 非課税口座約款
 - ・NISAの取扱い金融機関変更後のNISA口座開設申込日において即時口座設定が可能となるもの。
- (2) 未成年者口座および課税未成年者口座約款
 - ・ジュニアNISA口座について、次の①～③のいずれか遅い日において「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされるもの（ジュニアNISA口座のみなし廃止）。
 - ①ジュニアNISA口座に設けられる非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日
 - ②ジュニアNISA口座を開設している顧客がその年の1月1日において18歳である年の1月1日
 - ③令和8年1月1日

以上